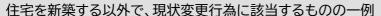
# 風致地区内で現状変更行為等を行う場合は 事前に甲府市に相談をしてください。

### <現状変更行為等とは>

現状変更行為等とは、建築物や工作物の新築・増築・色彩の変更等や、木竹の伐採、土地の形質の変更等のことをいいます。

#### <現状変更行為等の一例>





カーポートを設置



物置を設置



バルコニーを設置



塀や門を設置



外観の色彩を変更

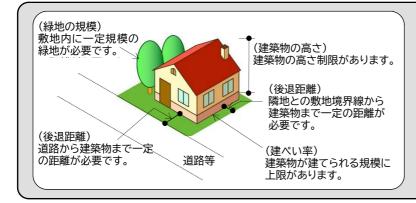


木を伐採

風致地区内でこれらの行為を行う場合、行為着手前に許可が 必要となる場合があります。

まずは、甲府市にご相談ください。

## <建築物を建築する場合の許可基準>(抜粋)



建築物の高さ・後退距離・建ペい率・建築物の色彩(壁面及び屋根)・緑地の規模について規制があります。

なお、後退距離・建ペい 率ついては風致地区の位 置によって、数値が異なり ます。

詳細については、下記の連絡先にお尋ねください。

#### <連絡先>

甲府市役所 まちづくり部 まち開発室 都市計画課 計画係 私055-237-5814